



なくそう！児童虐待 守ろう！子どもたちを

あなたにできること・・・

- ◆まずは自分の子育てを振り返ってみてください。
- ◆子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに下記に相談してください。
- ◆虐待と思われる事実を知ったときは、下記の児童相談所や役場の相談窓口へ通告してください。

【平日 8:30～17:15】

●倉吉児童相談所 Tel: 0858-23-1141

●琴浦町町民生活課 Tel: 0858-52-1703

【平日 8:30～17:15 以外】

●24時間対応児童虐待・DV相談専用電話 Tel: 080-5621-1703

児童虐待ってどんなこと？

児童虐待は、親や親にかわる養育者（同居人）などが、子どもに対して行う次の行為をいいます。
しつけのつもり・・・そんなつもりはなかった・・・は親の言い訳です。
子どもの立場で考えてみましょう！！

身体的虐待

殴る、ける、たばこの火を押し付ける、首を絞める、熱湯をかける、異物を飲ませる
家の外にしめだす 等

ネグレクト（育児放棄又は怠慢）

適切な衣食住の世話をしない、病気なのに医者に診せない、家に閉じ込める、
車内や室内に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する 等

性的虐待

子どもに性的行為を強要する、子どもに性器や性交を見せる、ポルノ写真のモデルにする 等

心理的虐待

言葉によるおどし、無視や拒否的態度、兄弟姉妹間での著しい差別的態度
子どもの目の前で配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）を行う 等

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報） ※誰が通報したかをもらすことはありません。
- 2 「しつけのつもり・・・」は言い訳 ※子どもの立場で判断しましょう。
- 3 ひとりで抱え込まない ※あなたにできることから即実行しましょう。
- 4 親の立場より子どもの立場 ※子どもの命が最優先です。
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる ※特別なことではありません。

知ってください！オレンジリボン運動

オレンジリボン運動とは、「子ども虐待防止」のシンボルである「オレンジリボン」を身に付け、子どもたちへの虐待をなくしていく取り組みを社会全体に広めていく運動です。

オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く社会に知らせ、虐待を受けた子どもたちの笑顔と明るい未来を守るため、「私たちひとりひとりができること」を考え、行動しようという思いが込められています。すべての子どもが安心して幸せに暮らすことのできるよう、子ども虐待のない社会を目指して「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を進めていきましょう。

要保護児童対策地域協議会とは・・・

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な対応を図るためには、関係機関が当該児童に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが必要です。

この「要保護児童対策地域協議会」は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものです。

イメージ図

